

別紙 1

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付健水発第1010001号）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第10条関係(給水開始前の水質検査)</p> <p>給水開始前の水質検査は新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査(新基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項の検査をいう。以下同じ。)及び残留塩素の検査を行うこと。この場合、採水場所の選定は、水道法施行規則第15条第1項第2号の規定の例に準じるものとし、また、<u>全項目検査は検査方法告示により、残留塩素の検査は残留塩素検査方法告示により、それぞれ行うこと。</u>なお、必要に応じて水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 水質異常時の対応について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 新基準省令の表中1の項から <u>31</u> の項までの上欄に掲げる事項のうち上記2及び3に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。</p>	<p>第1 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第10条関係(給水開始前の水質検査)</p> <p>給水開始前の水質検査は新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査(新基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項の検査をいう。以下同じ。)及び残留塩素の検査を行うこと。この場合、採水場所の選定は、水道法施行規則第15条第1項第2号の規定の例に準じるものとし、また、<u>全項目検査は検査方法告示、残留塩素の検査は残留塩素検査方法告示に、それぞれ準じて行うこと。</u>なお、必要に応じて水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 水質異常時の対応について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 新基準省令の表中1の項から <u>30</u> の項までの上欄に掲げる事項のうち上記2及び3に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。</p>

5 新基準省令の表中 32 の項から 51 の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせるにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添 3 に従い所要の対応を図るべきであること。

### 第3 水質管理目標設定項目に係る留意事項について

#### 1 基本的考え方

- (1) (略)
- (2) なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。

#### イ 水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目

アンチモン及びその化合物、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1, 1, 1-トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌

ロ～ホ (略)

#### 2 水質の測定等

- (1) (略)
- (2) ニッケル及びその化合物、ジクロロアセトニトリル並びに抱水クロラールについては、目標値の 10 分の 1 を超えて検出される事例が見られるものの、毒性評価が暫定的であること等から、水質基準とすることが見送られたものであり、これらの項目に係る水質検査については、国民の関心の高い農薬類とともに、他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱うこと。

(3)～(6) (略)

5 新基準省令の表中 31 の項から 50 の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせるにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添 3 に従い所要の対応を図るべきであること。

### 第3 水質管理目標設定項目に係る留意事項について

#### 1 基本的考え方

- (1) (略)
- (2) なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。

#### イ 水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目

アンチモン及びその化合物、亜硝酸態窒素、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1, 1, 1-トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌

ロ～ホ (略)

#### 2 水質の測定等

- (1) (略)
- (2) ニッケル及びその化合物、亜硝酸態窒素、ジクロロアセトニトリル並びに抱水クロラールについては、目標値の 10 分の 1 を超えて検出される事例が見られるものの、毒性評価が暫定的であることから、水質基準とすることが見送られたものであり、これらの項目に係る水質検査については、国民の関心の高い農薬類とともに、他の水質管理目標設定項目に比して優先的に取り扱うこと。

(3)～(6) (略)

第4 その他留意事項

1 水質基準項目等の定量限界及び測定精度について

(1) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目(農薬類を除く。)に関する水質検査方法における定量下限は、原則として基準値及び目標値の10分の1であること。ただし、固相抽出ー吸光光度法による非イオン界面活性剤の定量下限は原則として基準値の4分の1、農薬類に係る検査方法の定量下限は原則として目標値の100分の1であること。また、各機関において定量下限を設定するにあたっては、厚生労働省健康局水道課長通知「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて」(平成24年9月6日付健水発0906第1～4号)を参考とされたいこと。なお、技術的に実施可能な機関において、ここに示す桁数・最小値よりも詳細に測定することは差し支えないこと。

(2) (略)

2～7 (略)

第4 その他留意事項

1 水質基準項目等の定量限界及び測定精度について

(1) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目(農薬類を除く。)に関する水質検査方法における定量下限は、原則として基準値及び目標値の10分の1であること。ただし、非イオン界面活性剤に係る検査方法の定量下限は基準値の4分の1、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日付健発第1010004号)別添2に示した農薬に係る検査方法の定量下限は原則として目標値の100分の1であること。なお、技術的に実施可能な機関において、ここに示す桁数・最小値よりも詳細に測定することは差し支えないこと。

(2) (略)

2～7 (略)

別添1 新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
ー～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9	亜硝酸態窒素	一定の場合 <sup>注1</sup>	概ね3月に1回 以上	注2の通り	不可
10～51	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別添1 新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
ー～8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
9～50	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別添2 (略)

別添2 (略)

<p>別添3 水質異常時の対応について</p> <p>水質異常時の対応については、以下によるものとする。</p> <p>1 新基準省令の表中1の項から<u>31の項</u>までの上欄に掲げる事項 (1)～(3) (略)</p> <p>2 新基準省令の表中<u>32の項</u>から<u>51の項</u>までの上欄に掲げる事項 (略)</p>	<p>別添3 水質異常時の対応について</p> <p>水質異常時の対応については、以下によるものとする。</p> <p>1 新基準省令の表中1の項から<u>30の項</u>までの上欄に掲げる事項 (1)～(3) (略)</p> <p>2 新基準省令の表中<u>31の項</u>から<u>50の項</u>までの上欄に掲げる事項 (略)</p>
<p>別添4</p> <p style="text-align: center;">水質管理目標設定項目の検査方法</p> <p style="text-align: center;">(平成15年10月10日付健水発第1010001号) (最終改正 <u>平成26年3月31日</u>)</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康局水道課</p> <p style="text-align: center;">－ 目次 －</p> <p>目標1 アンチモン ..... 1</p> <p>目標2 ウラン ..... 3</p> <p>目標3 ニッケル ..... 4</p> <p>目標4 <u>削除</u></p> <p>目標5 1, 2-ジクロロエタン ..... 7</p> <p>目標6 <u>削除</u></p> <p>目標7 <u>削除</u></p> <p>目標8 トルエン ..... 7</p>	<p>別添4</p> <p style="text-align: center;">水質管理目標設定項目の検査方法</p> <p style="text-align: center;">(平成15年10月10日付健水発第1010001号) (最終改正 <u>平成25年3月28日</u>)</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康局水道課</p> <p style="text-align: center;">－ 目次 －</p> <p>目標1 アンチモン ..... 1</p> <p>目標2 ウラン ..... 3</p> <p>目標3 ニッケル ..... 4</p> <p>目標4 <u>亜硝酸態窒素</u> ..... 7</p> <p>目標5 1, 2-ジクロロエタン ..... 7</p> <p>目標6 <u>削除</u></p> <p>目標7 <u>削除</u></p> <p>目標8 トルエン ..... 7</p>

目標9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) .....	7	目標9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) .....	7
目標10	亜塩素酸 .....	9	目標10	亜塩素酸 .....	9
目標11	削除		目標11	削除	
目標12	二酸化塩素 .....	9	目標12	二酸化塩素 .....	9
目標13	ジクロロアセトニトリル .....	13	目標13	ジクロロアセトニトリル .....	13
目標14	抱水クロラール .....	13	目標14	抱水クロラール .....	13
目標15	農薬類 .....	13	目標15	農薬類 .....	13
目標16	残留塩素 .....	21	目標16	残留塩素 .....	21
目標17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) .....	22	目標17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) .....	22
目標18	マンガン .....	22	目標18	マンガン .....	22
目標19	遊離炭酸 .....	23	目標19	遊離炭酸 .....	23
目標20	1, 1, 1-トリクロロエタン .....	25	目標20	1, 1, 1-トリクロロエタン .....	25
目標21	メチル-t-ブチルエーテル .....	25	目標21	メチル-t-ブチルエーテル .....	25
目標22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) .....	25	目標22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) .....	25
目標23	臭気強度(TON) .....	26	目標23	臭気強度(TON) .....	26
目標24	蒸発残留物 .....	27	目標24	蒸発残留物 .....	27
目標25	濁度 .....	27	目標25	濁度 .....	27
目標26	pH値 .....	28	目標26	pH値 .....	28
目標27	腐食性(ランゲリア指数) .....	28	目標27	腐食性(ランゲリア指数) .....	28
目標28	従属栄養細菌 .....	30	目標28	従属栄養細菌 .....	30
目標29	1, 1-ジクロロエチレン .....	31	目標29	1, 1-ジクロロエチレン .....	31
目標30	アルミニウム及びその化合物 .....	31	目標30	アルミニウム及びその化合物 .....	31
別添方法1	ページ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 .....	33	別添方法1	ページ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 .....	33
別添方法2	ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 .....		別添方法2	ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 .....	

法..... 35	法..... 35
別添方法3 溶媒抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ..... 37	別添方法3 溶媒抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ..... 37
別添方法4 誘導結合プラズマー質量分析装置による一斉分析法..... 40	別添方法4 誘導結合プラズマー質量分析装置による一斉分析法..... 40
別添方法5 固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ..... 42	別添方法5 固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ..... 42
別添方法5の2 固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ..... 50	別添方法5の2 固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ..... 50
別添方法6 固相抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ..... 55	別添方法6 固相抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ..... 55
別添方法7 パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法 ..... 58	別添方法7 パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法 ..... 58
別添方法8 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法 ..... 60	別添方法8 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法 ..... 60
別添方法9 固相抽出ー高速液体クロマトグラフによる一斉分析法 ..... 62	別添方法9 固相抽出ー高速液体クロマトグラフによる一斉分析法 ..... 62
別添方法10 固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法 ..... 65	別添方法10 固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法 ..... 64
別添方法11 固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法 ..... 67	別添方法11 固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法 ..... 66
別添方法12 誘導体化ー高速液体クロマトグラフ法 ..... 69	別添方法12 誘導体化ー高速液体クロマトグラフ法 ..... 68
別添方法13 誘導体化ー高速液体クロマトグラフ法 ..... 71	別添方法13 誘導体化ー高速液体クロマトグラフ法 ..... 70
別添方法14 高速液体クロマトグラフーポストカラムによる一斉分析法 ..... 74	別添方法14 高速液体クロマトグラフーポストカラムによる一斉分析法 ..... 73
別添方法15 高速液体クロマトグラフーポストカラム法 .....76	別添方法15 高速液体クロマトグラフーポストカラム法 .....75
別添方法16 固相抽出ー高速液体クロマトグラフーポストカラム	別添方法16 固相抽出ー高速液体クロマトグラフーポストカラム

<p>法 ..... <u>78</u></p> <p>別添方法 17 溶媒抽出ー高速液体クロマトグラフーポストカラム法 ..... <u>81</u></p> <p>別添方法 18 固相抽出ー液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ..... <u>84</u></p> <p>別添方法 19 固相抽出ー液体クロマトグラフー質量分析法 .. <u>89</u></p> <p>別添方法 20 液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法..... <u>91</u></p> <p>別紙 1 水質管理目標設定項目の測定精度 ..... <u>98</u></p> <p>別紙 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の測定精度 .....<u>100</u></p> <p>別紙 3 水質管理設定項目の検査の信頼性確保 ..... <u>107</u></p> <p>※ 本紙中、「検査方法告示」は平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最終改正平成 26 年厚生労働省告示第 147 号）「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」をいい、「残留塩素検査方法告示」は平成 15 年厚生労働省告示第 318 号（最終改正平成 17 年厚生労働省告示第 75 号）「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」をいう。</p>	<p>法 ..... <u>77</u></p> <p>別添方法 17 溶媒抽出ー高速液体クロマトグラフーポストカラム法 ..... <u>80</u></p> <p>別添方法 18 固相抽出ー液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 ..... <u>83</u></p> <p>別添方法 19 固相抽出ー液体クロマトグラフー質量分析法 .. <u>88</u></p> <p>別添方法 20 液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法..... <u>90</u></p> <p>別紙 1 水質管理目標設定項目の測定精度 ..... <u>97</u></p> <p>別紙 2 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の測定精度 ..... <u>99</u></p> <p>別紙 3 水質管理設定項目の検査の信頼性確保 ..... <u>106</u></p> <p>※ 本紙中、「検査方法告示」は平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最終改正平成 24 年厚生労働省告示第 66 号）「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」をいい、「残留塩素検査方法告示」は平成 15 年厚生労働省告示第 318 号（最終改正平成 17 年厚生労働省告示第 75 号）「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」をいう。</p>
<p>目標 1 アンチモン</p> <p>第 1 水素化物発生ー原子吸光光度法</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1) 精製水</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p>	<p>目標 1 アンチモン</p> <p>第 1 水素化物発生ー原子吸光光度法</p> <p>1 試 薬</p>

(2) 硝酸

(3)～(6) (略)

(7) 水素化ホウ素ナトリウム溶液

検査方法告示の別表第8の1(6)の例による。

(8) アンチモン標準原液

別添方法4の1(9)の例による。

(9) アンチモン標準液

(略)

2～5 (略)

## 第2 水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法

### 1 試薬

(1) 精製水

第1の1(1)の例による。

(2) 硝酸

(3)～(6) (略)

(7) 水素化ホウ素ナトリウム溶液

検査方法告示の別表第8の1(6)の例による。

(8) アンチモン標準原液

別添方法4の1(9)の例による。

(9) アンチモン標準液

第1の1(9)の例による。

この溶液1mlは、アンチモン0.001mgを含む。

2～5 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 水素化ホウ素ナトリウム溶液

検査方法告示の別表第8の1(3)の例による。

(6) アンチモン標準原液

別添方法4の1(7)の例による。

(7) アンチモン標準液

(略)

2～5 (略)

## 第2 水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法

### 1 試薬

(1)～(4) (略)

(5) 水素化ホウ素ナトリウム溶液

検査方法告示の別表第8の1(3)の例による。

(6) アンチモン標準原液

別添方法4の1(7)の例による。

(7) アンチモン標準液

第1の1(7)の例による。

この溶液1mlは、アンチモン0.001mgを含む。

2～5 (略)



<p>第3 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 別添方法4に定める方法</p>	<p>第3 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 別添方法4に定める方法</p>
<p>目標2 ウラン</p> <p>第1 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 別添方法4に定める方法</p> <p>第2 固相抽出—誘導結合プラズマ発光分光分析法</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) 精製水 測定対象成分を含まないもの</p> <p>(2) 硝酸</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) アンモニア水</p> <p>(10) 内部標準原液 検査方法告示の別表第5の1(2)の例による。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 試験操作</p> <p>(1) 前処理 固相カラムに硝酸(2+13)20ml、精製水50mlを2回、酢酸アンモニウム溶液(0.1mol/L)50mlを順次注入する。次に、検水1000ml(検水に含まれるウランの濃度が0.02mg/Lを超える場合には、0.0002～0.02mg/Lとなるように精製水を</p>	<p>目標2 ウラン</p> <p>第1 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 別添方法4に定める方法</p> <p>第2 固相抽出—誘導結合プラズマ発光分光分析法</p> <p>1 試薬</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 内部標準原液 検査方法告示の別表第5の1(1)の例による。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 試験操作</p> <p>(1) 前処理 固相カラムに硝酸(2+13)20ml、精製水50mlを2回、酢酸アンモニウム溶液(0.1mol/L)50mlを順次注入する。次に、検水1000ml(検水に含まれるウランの濃度が0.02mg/Lを超える場合には、0.0002～0.02mg/Lとなるように精製水を</p>

<p>加えて 1000ml に調製したもの) を採り、試料採取のときに加えた量を含めて硝酸の量が 10ml となるように硝酸を加え、更に酢酸アンモニウム 7.7 g を加え、溶解させた後、C y D T A 溶液 (0.1mol/L) 10ml を加える。この溶液をアンモニア水を用いて pH 値を 5.6 に調整した後、毎分 50~100ml (ミニカラムの場合は毎分 10~20ml) の流量で固相カラムに流す。次いで、固相カラムの上端から硝酸 (1+13) 5ml を 2 回緩やかに流し、試験管に採る。試験管の溶出液に内部標準液 2ml を加え、更に精製水を加えて 20ml とし、これを試験溶液とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 検量線の作成</p> <p>ウラン標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに硝酸 1ml 及び内部標準液 10ml を加え、更に精製水を加えて 100ml とする。以下上記 4 (2) と同様に操作して、ウランの濃度と発光強度比との関係を求める。</p>	<p>加えて 1000ml に調製したもの) を採り、試料採取のときに加えた量を含めて硝酸の量が 10ml となるように硝酸を加え、更に酢酸アンモニウム 7.7 g を加え、溶解させた後、C y D T A 溶液 (0.1mol/L) 10ml を加える。この溶液をアンモニア水を用いて pH 値を 5.6 に調整した後、毎分 50~100ml (ミニカラムの場合は毎分 10~20ml) の流量で固相カラムに流す。次いで、固相カラムの上端から硝酸 (1+13) 5ml を 2 回緩やかに流し、試験管に採る。試験管の溶出液に内部標準液 2ml を加え、更に精製水を加えて 20ml とし、これを試験溶液とする。</p> <p><u>なお、内部標準液は、分析装置による自動添加でもよい。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 検量線の作成</p> <p>ウラン標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに硝酸 1ml 及び内部標準液 10ml を加え、更に精製水を加えて 100ml とする。以下上記 4 (2) と同様に操作して、ウランの濃度と発光強度比との関係を求める。</p> <p><u>なお、内部標準液の添加は、試験溶液と同様とする。</u></p>
<p>目標 3 ニッケル</p> <p>第 1 フレームレス—原子吸光光度法</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1) 精製水</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(2) 硝酸</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) ニッケル標準原液</p> <p>別添方法 4 の 1 (11) の例による。</p>	<p>目標 3 ニッケル</p> <p>第 1 フレームレス—原子吸光光度法</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ニッケル標準原液</p> <p>別添方法 4 の 1 (9) の例による。</p>

(6) ニッケル標準液

(略)

2～5 (略)

## 第2 誘導結合プラズマ発光分光分析法

### 1 試薬

#### (1) 精製水

第1の1(1)の例による。

#### (2) 内部標準原液

検査方法告示の別表第5の1(2)の例による。

#### (3) 内部標準液

検査方法告示の別表第5の1(3)の例による。

この溶液1mlは、イットリウム0.005mgを含む。

#### (4) 硝酸

(5)・(6) (略)

#### (7) ニッケル標準原液

別添方法4の1(11)の例による。

#### (8) ニッケル標準液

第1の1(6)の例による。

この溶液1mlは、ニッケルを0.001mg含む。

2～3 (略)

### 4 試験操作

#### (1) 前処理

検水50～500ml(検水に含まれるニッケルの濃度が0.01mg/Lを超える場合には、0.0001～0.01mg/Lとなるように精製水を加えて調製したもの)を採り、試料採取

(4) ニッケル標準液

(略)

2～5 (略)

## 第2 誘導結合プラズマ発光分光分析法

### 1 試薬

#### (1) 内部標準原液

検査方法告示の別表第5の1(1)の例による。

#### (2) 内部標準液

検査方法告示の別表第5の1(2)の例による。

この溶液1mlは、イットリウム0.005mgを含む。

(3)・(4) (略)

#### (5) ニッケル標準原液

別添方法4の1(9)の例による。

#### (6) ニッケル標準液

第1の1(4)の例による。

この溶液1mlは、ニッケルを0.001mg含む。

2～3 (略)

### 4 試験操作

#### (1) 前処理

検水50～500ml(検水に含まれるニッケルの濃度が0.01mg/Lを超える場合には、0.0001～0.01mg/Lとなるように精製水を加えて調製したもの)を採り、試料採取

<p>のときに加えた量を含めて硝酸の量が5ml となるように硝酸を加え、静かに加熱する。液量が45ml 以下になったら加熱をやめ、冷後、内部標準液5ml を加え、更に精製水を加えて50ml とし、これを試験溶液とする。</p> <p>ただし、濁りがある場合はろ過し、ろ液を試験溶液とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 検量線の作成</p> <p>ニッケル標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに硝酸5ml 及び内部標準液5ml を加え、更に精製水を加えて50ml とする。以下上記4(2)と同様に操作して、ニッケルの濃度と発光強度比との関係を求める。</p> <p>第3 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 別添方法4に定める方法</p>	<p>のときに加えた量を含めて硝酸の量が5ml となるように硝酸を加え、静かに加熱する。液量が45ml 以下になったら加熱をやめ、冷後、内部標準液5ml を加え、更に精製水を加えて50ml とし、これを試験溶液とする。</p> <p>ただし、濁りがある場合はろ過し、ろ液を試験溶液とする。</p> <p><u>なお、内部標準液は、前処理の任意の段階での添加又は分析装置による自動添加でもよい。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5 検量線の作成</p> <p>ニッケル標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに硝酸5ml 及び内部標準液5ml を加え、更に精製水を加えて50ml とする。以下上記4(2)と同様に操作して、ニッケルの濃度と発光強度比との関係を求める。</p> <p><u>なお、内部標準液の添加は、試験溶液と同様とする。</u></p> <p>第3 誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 別添方法4に定める方法</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>目標4 亜硝酸態窒素</p> <p><u>イオンクロマトグラフ法</u></p> <p><u>検査方法告示の別表第13の例による。ただし、測定濃度範囲は0.005~0.5mg/Lとする。</u></p>
<p>目標5~8 (略)</p>	<p>目標5~8 (略)</p>
<p>目標9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)</p> <p>溶媒抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法</p>	<p>目標9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)</p> <p>溶媒抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法</p>

<p>1 試薬</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) アセトン</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>1 試薬</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>目標 10 亜塩素酸</p> <p>目標 12 二酸化塩素</p> <p>第1 イオンクロマトグラフ法</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エチレンジアミン溶液 (50mg/ml)</p> <p>検査方法告示の別表第 13 の 1 (2) の例による。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 除去液</p> <p>検査方法告示の別表第 13 の 1 (4) の例による。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) ヨウ素酸カリウム溶液 (0.017mol/L)</p> <p>検査方法告示の別表第 19 の 1 (6) の例による。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) でんぷん溶液</p> <p>検査方法告示の別表第 19 の 1 (9) の例による。</p>	<p>目標 10 亜塩素酸</p> <p>目標 12 二酸化塩素</p> <p>第1 イオンクロマトグラフ法</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) エチレンジアミン溶液 (50mg/ml)</p> <p>検査方法告示の別表第 16 の 2 の 1 (2) の例による。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 除去液</p> <p>検査方法告示の別表第 13 の 1 (3) の例による。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) ヨウ素酸カリウム溶液 (0.017mol/L)</p> <p>検査方法告示の別表第 19 の 1 (3) の例による。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) でんぷん溶液</p> <p>検査方法告示の別表第 19 の 1 (5) の例による。</p>

(11) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.1mol/L)

検査方法告示の別表第 19 の 1 (10) の例による。

(12)～(14) (略)

2 (略)

3 試料の採取及び保存

(1) 二酸化塩素及び亜塩素酸

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に泡立えないように採取し、試料 1 L につきエチレンジアミン溶液 (50mg/ml) 1 ml 及び亜硝酸ナトリウム溶液 (1 w/v %) 50ml を加え、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24 時間以内に試験する。

(2) 亜塩素酸

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、散気用フィルター付きの管を用い窒素ガスで 15 分間曝気した後、試料 1 L につきエチレンジアミン溶液 (50mg/ml) 1 ml を加える。

ただし、二酸化塩素を含まない試料については、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、試料 1 L につきエチレンジアミン溶液 (50mg/ml) 1 ml を加え、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24 時間以内に試験する。

4・5 (略)

第 2 イオンクロマトグラフィーポストカラム吸光光度法

1 試薬

(1) (略)

(2) エチレンジアミン溶液 (50mg/ml)

検査方法告示の別表第 13 の 1 (2) の例による。

(11) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.1mol/L)

検査方法告示の別表第 19 の 1 (6) の例による。

(12)～(14) (略)

2 (略)

3 試料の採取及び保存

(1) 二酸化塩素及び亜塩素酸

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に泡立えないように採取し、試料 1 L につきエチレンジアミン溶液 1 ml 及び亜硝酸ナトリウム溶液 (1 w/v %) 50ml を加え、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24 時間以内に試験する。

(2) 亜塩素酸

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、散気用フィルター付きの管を用い窒素ガスで 15 分間曝気した後、試料 1 L につきエチレンジアミン溶液 1 ml を加える。

ただし、二酸化塩素を含まない試料については、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、試料 1 L につきエチレンジアミン溶液 1 ml を加え、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24 時間以内に試験する。

4・5 (略)

第 2 イオンクロマトグラフィーポストカラム吸光光度法

1 試薬

(1) (略)

(2) エチレンジアミン溶液

検査方法告示の別表第 16 の 2 の 1 (2) の例による。



<p>(8) 無炭酸精製水  <u>検査方法告示の別表第31の1(2)の例による。</u>  <u>(9)～(11)</u> (略)  2～4 (略)</p>	<p>(5) 無炭酸精製水    <u>(6)～(8)</u> (略)  2～4 (略)</p>
<p>目標 20・21 (略)</p>	<p>目標 20・21 (略)</p>
<p>目標 22 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)</p> <p>滴定法</p> <p>1 試薬</p> <p><u>(1) 精製水</u>  <u>測定対象成分を含まないもの</u>  <u>(2)～(5)</u> (略)  2・3 (略)</p>	<p>目標 22 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)</p> <p>滴定法</p> <p>1 試薬</p> <p><u>(1)～(4)</u> (略)  2・3 (略)</p>
<p>目標 23 臭気強度 (TON)</p> <p>官能法</p> <p>1 試薬</p> <p>無臭味水</p> <p><u>検査方法告示の別表第33の1(3)の例による。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>目標 23 臭気強度 (TON)</p> <p>官能法</p> <p>1 試薬</p> <p>無臭味水</p> <p><u>精製水を活性炭1L当たり毎分100～200mlで通し、初めの流出水を捨てた後のろ過水を用いる。</u></p> <p>2～4 (略)</p>



<p>目標 24～26 (略)</p>	<p>目標 24～26 (略)</p>
<p>目標 27 腐食性 (ランゲリア指数)</p> <p>計算法</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) 精製水</p> <p>(2) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)</p> <p>(3) エチルアルコール (95v/v%)</p> <p>(4) MR混合溶液 目標 19 の 1 (6) の例による。</p> <p>(5) 炭酸ナトリウム溶液 (0.01mol/L) 目標 19 の 1 (7) の例による。</p> <p>(6) 硫酸 (0.01mol/L) 目標 19 の 1 (9) の例による。 この溶液 1 ml は、炭酸カルシウムとして 1 mg を含む量に相当する。</p> <p>(7) その他必要な試薬 カルシウムイオンの試験に必要な試薬</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>目標 27 腐食性 (ランゲリア指数)</p> <p>計算法</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)</p> <p>(2) MR混合溶液 目標 19 の 1 (3) の例による。</p> <p>(3) 炭酸ナトリウム溶液 (0.01mol/L) 目標 19 の 1 (4) の例による。</p> <p>(4) 硫酸 (0.01mol/L) 目標 19 の 1 (6) の例による。 この溶液 1 ml は、炭酸カルシウムとして 1 mg を含む量に相当する。</p> <p>(5) その他必要な試薬 カルシウムイオンの試験に必要な試薬</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>目標 28 従属栄養細菌</p> <p>R 2 A寒天培地法</p> <p>1 培地及び試薬</p> <p>(1) 精製水</p>	<p>目標 28 従属栄養細菌</p> <p>R 2 A寒天培地法</p> <p>1 培地及び試薬</p>

<p>(2) <u>チオ硫酸ナトリウム</u>  (3)～(6) (略)  2～5 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)  2～5 (略)</p>
<p>目標 29・30 (略)</p>	<p>目標 29・30 (略)</p>
<p>別添方法1 パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法  ここで対象とする項目は、1, 2-ジクロロエタン、トルエン、1, 1, 1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル及び1, 1-ジクロロエチレンである。</p> <p>1 試薬  (1)・(2) (略)  (3) <u>アスコルビン酸ナトリウム</u>  (4) (略)  (5) 内部標準原液  検査方法告示の別表第14の1(5)の例による。  (6) 内部標準液  検査方法告示の別表第14の1(6)の例による。  この溶液1mlは、フルオロベンゼン又は4-ブロモフルオロベンゼンをA液では0.125mg、B液では0.0125mg含む。  (7)・(8) (略)  2～5 (略)</p>	<p>別添方法1 パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法  ここで対象とする項目は、1, 2-ジクロロエタン、トルエン、1, 1, 1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル及び1, 1-ジクロロエチレンである。</p> <p>1 試薬  (1)・(2) (略)  (3) (略)  (4) 内部標準原液  検査方法告示の別表第14の1(4)の例による。  (5) 内部標準液  検査方法告示の別表第14の1(5)の例による。  この溶液1mlは、フルオロベンゼン又は4-ブロモフルオロベンゼンをA液では0.125mg、B液では0.0125mg含む。  (6)・(7) (略)  2～5 (略)</p>
<p>別添方法2 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法</p>	<p>別添方法2 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法</p>

ここで対象とする項目は、1, 2-ジクロロエタン、トルエン、1, 1, 1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル及び1, 1-ジクロロエチレンである。

## 1 試薬

(1)・(2) (略)

(3) アスコルビン酸ナトリウム

(4) (略)

(5) メチルアルコール

別添方法1の1(4)の例による。

(6) 内部標準原液

検査方法告示の別表第15の1(6)の例による。

(7) 内部標準液

検査方法告示の別表第15の1(7)の例による。

この溶液1mlは、フルオロベンゼン又は4-ブロモフルオロベンゼンをA液では

0.125mg、B液では0.0125mg含む。

(8) 揮発性有機化合物標準原液

別添方法1の1(7)の例による。

(9) 揮発性有機化合物混合標準液

別添方法1の1(8)の例による。

この溶液1mlは、それぞれの揮発性有機化合物を0.5mg含む。

## 2 器具及び装置

検査方法告示の別表第15の2(1)～(11)の例による。

3～5 (略)

ここで対象とする項目は、1, 2-ジクロロエタン、トルエン、1, 1, 1-トリクロロエタン、メチル-tert-ブチルエーテル及び1, 1-ジクロロエチレンである。

## 1 試薬

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) メチルアルコール

別添方法1の1(3)の例による。

(5) 内部標準原液

検査方法告示の別表第15の1(5)の例による。

(6) 内部標準液

検査方法告示の別表第15の1(6)の例による。

この溶液1mlは、フルオロベンゼン又は4-ブロモフルオロベンゼンをA液では

0.125mg、B液では0.0125mg含む。

(7) 揮発性有機化合物標準原液

別添方法1の1(6)の例による。

(8) 揮発性有機化合物混合標準液

別添方法1の1(7)の例による。

この溶液1mlは、それぞれの揮発性有機化合物を0.5mg含む。

## 2 器具及び装置

検査方法告示の別表第15の2(1)～(9)の例による。

3～5 (略)

別添方法3 溶媒抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、ジクロロアセトニトリル及び抱水クロラルである。

1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) アスコルビン酸ナトリウム

(3)・(4) (略)

(5) 無水硫酸ナトリウム

測定対象成分を含まないもの

(6) 内部標準原液

検査方法告示の別表第17の1 (10)の例による。

(7) 内部標準液

検査方法告示の別表第17の1 (11)の例による。

この溶液1mlは、1, 2, 3ートリクロロプロパン0.01mgを含む。

(8)~(10) (略)

2~5 (略)

別添方法3 溶媒抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、ジクロロアセトニトリル及び抱水クロラルである。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(3) 内部標準原液

検査方法告示の別表第17の1 (6)の例による。

(4) 内部標準液

検査方法告示の別表第17の1 (7)の例による。

この溶液1mlは、1, 2, 3ートリクロロプロパン0.01mgを含む。

(5)~(7) (略)

2~5 (略)

別添方法4 誘導結合プラズマー質量分析装置による一斉分析法

ここで対象とする項目は、アンチモン、ウラン及びニッケルである。

1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) 硝酸

(3)~(6) (略)

別添方法4 誘導結合プラズマー質量分析装置による一斉分析法

ここで対象とする項目は、アンチモン、ウラン及びニッケルである。

1 試薬

(1)~(4) (略)

<p>(7) 内部標準原液 検査方法告示の別表第6の1(2)の例による。</p> <p>(8) 混合内部標準液 検査方法告示の別表第6の1(3)の例による。 この溶液1mlは、それぞれの内部標準物質を0.00005mg含む。</p> <p><u>(9)～(12)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(5) 内部標準原液 検査方法告示の別表第6の1(1)の例による。</p> <p>(6) 混合内部標準液 検査方法告示の別表第6の1(2)の例による。 この溶液1mlは、それぞれの内部標準物質を0.00005mg含む。</p> <p><u>(7)～(10)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法5 固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 (略)</p> <p>1 試薬</p> <p><u>(1) 精製水</u> <u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p><u>(2)～(5)</u> (略)</p> <p><u>(6) 空気又は窒素ガス</u> <u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p><u>(7)～(10)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別添方法5 固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 (略)</p> <p>1 試薬</p> <p><u>(1)～(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)～(8)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法5の2 固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 (略)</p> <p>1 試薬</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 空気又は窒素ガス</u></p>	<p>別添方法5の2 固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 (略)</p> <p>1 試薬</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

<p><u>測定対象成分を含まないもの</u>  <u>(7)～(10)</u> (略)  2～5 (略)</p>	<p><u>(6)～(9)</u> (略)  2～5 (略)</p>
<p>別添方法6 固相抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法  ここで対象とする農薬は、2, 4—D (2, 4—PA)、トリクロピル、ベンタゾン及びメコプロップ (MCPP) である。</p> <p>1 試薬</p> <p><u>(1) 精製水</u>  <u>測定対象成分を含まないもの</u>  <u>(2)～(8)</u> (略)  (9) ジアゾメタン溶液  検査方法告示の別表第17の1(9)の例による。</p> <p><u>(10) 空気又は窒素ガス</u>  <u>測定対象成分を含まないもの</u>  <u>(11) 内部標準原液</u>  別添方法5の1(7)の例による。</p> <p><u>(12) 内部標準液</u>  別添方法5の1(8)の例による。  この溶液1mlは、9—ブロモアントラセン、アントラセン—d10、クリセン—d12をそれぞれ0.001mg含む。</p> <p><u>(13)～(14)</u> (略)</p> <p>2 器具及び装置</p>	<p>別添方法6 固相抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法  ここで対象とする農薬は、2, 4—D (2, 4—PA)、トリクロピル、ベンタゾン及びメコプロップ (MCPP) である。</p> <p>1 試薬</p> <p><u>(1)～(7)</u> (略)  (8) ジアゾメタン溶液  検査方法告示の別表第17の1(5)の例による。</p> <p>(9) 内部標準原液  別添方法5の1(5)の例による。</p> <p>(10) 内部標準液  別添方法5の1(6)の例による。  この溶液1mlは、9—ブロモアントラセン、アントラセン—d10、クリセン—d12をそれぞれ0.001mg含む。</p> <p><u>(11)～(12)</u> (略)</p> <p>2 器具及び装置</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) ジアゾメタン生成装置</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>別添方法7 パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法</p> <p>ここで対象とする農薬は、1, 3-ジクロロプロペン (D-D) である。ただし、1, 3-ジクロロプロペン (D-D) には、シス及びトランスの異性体があるのでそれぞれ測定する。</p> <p>1 試薬</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内部標準原液</p> <p>検査方法告示の別表第14の1(5)の例による。</p> <p>(6) 内部標準液</p> <p>検査方法告示の別表第14の1(6)の例による。</p> <p>この溶液1mlは、フルオロベンゼン又は4-ブロモフルオロベンゼンをA液では0.125mg、B液では0.0125mg含む。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別添方法7 パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法</p> <p>ここで対象とする農薬は、1, 3-ジクロロプロペン (D-D) である。ただし、1, 3-ジクロロプロペン (D-D) には、シス及びトランスの異性体があるのでそれぞれ測定する。</p> <p>1 試薬</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内部標準原液</p> <p>検査方法告示の別表第14の1(4)の例による。</p> <p>(6) 内部標準液</p> <p>検査方法告示の別表第14の1(5)の例による。</p> <p>この溶液1mlは、フルオロベンゼン又は4-ブロモフルオロベンゼンをA液では0.125mg、B液では0.0125mg含む。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法8 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法</p> <p>ここで対象とする農薬は、1, 3-ジクロロプロペン (D-D) である。ただし、1, 3-ジクロロプロペン (D-D) には、シス及びトランスの異性体があるのでそれぞれ測定する。</p> <p>1 試薬</p>	<p>別添方法8 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法</p> <p>ここで対象とする農薬は、1, 3-ジクロロプロペン (D-D) である。ただし、1, 3-ジクロロプロペン (D-D) には、シス及びトランスの異性体があるのでそれぞれ測定する。</p> <p>1 試薬</p>

<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 内部標準原液 検査方法告示の別表第 15 の 1 (6) の例による。</p> <p>(7) 内部標準液 検査方法告示の別表第 15 の 1 (7) の例による。 この溶液 1 ml は、フルオロベンゼン又は 4-ブロモフルオロベンゼンを A 液では 0.125mg、B 液では 0.0125mg 含む。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 器具及び装置 検査方法告示の別表第 15 の 2 (1)～(11) の例による。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 内部標準原液 検査方法告示の別表第 15 の 1 (5) の例による。</p> <p>(7) 内部標準液 検査方法告示の別表第 15 の 1 (6) の例による。 この溶液 1 ml は、フルオロベンゼン又は 4-ブロモフルオロベンゼンを A 液では 0.125mg、B 液では 0.0125mg 含む。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 器具及び装置 検査方法告示の別表第 15 の 2 (1)～(9) の例による。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>別添方法 9 固相抽出—高速液体クロマトグラフによる一斉分析法 ここで対象とする農薬は、アシュラム、イプロジオン、シデュロン及びチオフアネートメチルである。</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) <u>精製水</u> 測定対象成分を含まないもの</p> <p>(2) <u>アセトン</u> 測定対象成分を含まないもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>リン酸</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>窒素ガス</u></p>	<p>別添方法 9 固相抽出—高速液体クロマトグラフによる一斉分析法 ここで対象とする農薬は、アシュラム、イプロジオン、シデュロン及びチオフアネートメチルである。</p> <p>1 試薬</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>塩酸</u></p>



<p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(7) <u>メチルアルコール</u></p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法 10 固相抽出—高速液体クロマトグラフ法</p> <p>ここで対象とする農薬は、カルバリル（NAC）である。</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1) <u>精製水</u></p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(2) <u>アセトン</u></p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>窒素ガス</u></p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別添方法 10 固相抽出—高速液体クロマトグラフ法</p> <p>ここで対象とする農薬は、カルバリル（NAC）である。</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法 11 固相抽出—高速液体クロマトグラフ法</p> <p>ここで対象とする農薬は、ジクワットである。</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1) <u>精製水</u></p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(2) <u>アセトン</u></p>	<p>別添方法 11 固相抽出—高速液体クロマトグラフ法</p> <p>ここで対象とする農薬は、ジクワットである。</p> <p>1 試 薬</p>

<p><u>測定対象成分を含まないもの</u>  <u>(3)～(9)</u> (略)</p> <p>2 器具及び装置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 高速液体クロマトグラフ</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 移動相  上記1 (7)を使用する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>(1)～(7)</u> (略)</p> <p>2 器具及び装置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 高速液体クロマトグラフ</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 移動相  上記1 (5)を使用する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>別添方法 12 誘導体化—高速液体クロマトグラフ法</p> <p>ここで対象とする農薬は、グリホサートである。なお、グリホサートの代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定するものとする。</p> <p>1 試 薬</p> <p><u>(1) 精製水</u>  <u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p><u>(2) アセトン</u>  <u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4) リン酸</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6) アセトニトリル</u>  <u>測定対象成分を含まないもの</u></p>	<p>別添方法 12 誘導体化—高速液体クロマトグラフ法</p> <p>ここで対象とする農薬は、グリホサートである。なお、グリホサートの代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定するものとする。</p> <p>1 試 薬</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p>

<p>(7)～(12) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(3)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法 13 誘導体化—高速液体クロマトグラフ法</p> <p>ここで対象とする農薬は、ポリカーバメートである。</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1) 精製水</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) ジクロロメタン</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) ヘキサン</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 無水硫酸ナトリウム</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別添方法 13 誘導体化—高速液体クロマトグラフ法</p> <p>ここで対象とする農薬は、ポリカーバメートである。</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11)～(15) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法 14 高速液体クロマトグラフィーポストカラムによる一斉分析法</p> <p>ここで対象とする農薬は、カルバリル (NAC)、カルボフラン及びメソミルである。</p> <p>1 試 薬</p>	<p>別添方法 14 高速液体クロマトグラフィーポストカラムによる一斉分析法</p> <p>ここで対象とする農薬は、カルバリル (NAC)、カルボフラン及びメソミルである。</p> <p>1 試 薬</p>

<p>(1) <u>精製水</u> 測定対象成分を含まないもの</p> <p>(2) <u>アセトン</u> 測定対象成分を含まないもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>2-プロピルアルコール</u> 測定対象成分を含まないもの</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法 15 高速液体クロマトグラフーポストカラム法 ここで対象とする農薬は、グリホサートである。なお、グリホサートの代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定するものとする。</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1) <u>精製水</u> 別添方法 12 の 1 (1) の例による。</p> <p>(2) <u>アセトン</u> 別添方法 12 の 1 (2) の例による。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>リン酸</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>o-フタルアルデヒド溶液</u> 別添方法 14 の 1 (9) の例による。</p> <p>(10) <u>農薬標準原液</u></p>	<p>別添方法 15 高速液体クロマトグラフーポストカラム法 ここで対象とする農薬は、グリホサートである。なお、グリホサートの代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定するものとする。</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>o-フタルアルデヒド溶液</u> 別添方法 14 の 1 (6) の例による。</p> <p>(7) <u>農薬標準原液</u></p>

<p>別添方法 12 の 1 (11) の例による。</p> <p>(11) 農薬混合標準液</p> <p>別添方法 12 の 1 (12) の例による。</p> <p>この溶液 1ml は、グリホサート及びアミノメチルリン酸 (AMPA) をそれぞれ 0.0001mg 含む。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別添方法 12 の 1 (7) の例による。</p> <p>(8) 農薬混合標準液</p> <p>別添方法 12 の 1 (8) の例による。</p> <p>この溶液 1ml は、グリホサート及びアミノメチルリン酸 (AMPA) をそれぞれ 0.0001mg 含む。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法 16 固相抽出—高速液体クロマトグラフ—ポストカラム法</p> <p>ここで対象とする農薬は、イミノクタジンである。</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) 精製水</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(2) アセトン</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(3) アスコルビン酸ナトリウム</p> <p>(4) アンモニア水 (25 v / v %)</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>(14) 空気又は窒素ガス</p> <p><u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 試験操作</p> <p>(1) 固相カラムにメチルアルコール 5ml 及び精製水 5ml を順次緩やかに注入す</p>	<p>別添方法 16 固相抽出—高速液体クロマトグラフ—ポストカラム法</p> <p>ここで対象とする農薬は、イミノクタジンである。</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) アスコルビン酸ナトリウム</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 試験操作</p> <p>(1) 固相カラムにメチルアルコール 5ml 及び精製水 5ml を順次緩やかに注入す</p>

<p>る。次に、検水 500ml (検水に含まれるイミノクタジンの濃度が 0.4mg/L を超える場合には、0.004~0.4mg/L となるように精製水を加えて 500ml に調製したもの) を毎分 10~20ml の流量で固相カラムに流した後、30 分間以上通気又は窒素ガスを吹き付けて固相カラムを乾燥させる。次いで、アンモニア・メチルアルコール溶液 3ml を緩やかに流した後、30 分間以上<u>空気</u>又は窒素ガスを吹き付けて固相カラムを乾燥させる。次に、固相カラムに酢酸・メチルアルコール溶液 3ml を緩やかに流して試験管に採る。試験管の溶出液に窒素ガスを緩やかに吹き付けて濃縮乾固した後、過塩素酸ナトリウム・アセトニトリル混液で溶かして 1ml とし、これを試験溶液とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>る。次に、検水 500ml (検水に含まれるイミノクタジンの濃度が 0.4mg/L を超える場合には、0.004~0.4mg/L となるように精製水を加えて 500ml に調製したもの) を毎分 10~20ml の流量で固相カラムに流した後、30 分間以上通気又は窒素ガスを吹き付けて固相カラムを乾燥させる。次いで、アンモニア・メチルアルコール溶液 3ml を緩やかに流した後、30 分間以上<u>通気</u>又は窒素ガスを吹き付けて固相カラムを乾燥させる。次に、固相カラムに酢酸・メチルアルコール溶液 3ml を緩やかに流して試験管に採る。試験管の溶出液に窒素ガスを緩やかに吹き付けて濃縮乾固した後、過塩素酸ナトリウム・アセトニトリル混液で溶かして 1ml とし、これを試験溶液とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>別添方法 17 溶媒抽出—高速液体クロマトグラフ—ポストカラム法 ここで対象とする農薬は、イミノクタジンである。</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) <u>精製水</u> 別添方法 16 の 1 (1) の例による。</p> <p>(2) <u>アセトン</u> 別添方法 16 の 1 (2) の例による。</p> <p>(3)~(12) (略)</p> <p>(13) <u>塩酸</u> <u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(14) <u>メチルアルコール</u> 別添方法 16 の 1 (6) の例による。</p>	<p>別添方法 17 溶媒抽出—高速液体クロマトグラフ—ポストカラム法 ここで対象とする農薬は、イミノクタジンである。</p> <p>1 試薬</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) <u>メチルアルコール</u> 別添方法 16 の 1 (3) の例による。</p>

<p>(15) (略)</p> <p>(16) 過塩素酸ナトリウム溶液 別添方法 16 の 1 (10) の例による。</p> <p>(17) アセトニトリル 別添方法 16 の 1 (11) の例による。</p> <p>(18) 過塩素酸ナトリウム・アセトニトリル混液 別添方法 16 の 1 (12) の例による。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) ニンヒドリン溶液 別添方法 16 の 1 (13) の例による。</p> <p>(21) イミノクタジン酢酸塩標準原液 別添方法 16 の 1 (15) の例による。</p> <p>(22) イミノクタジン酢酸塩標準液 別添方法 16 の 1 (16) の例による。 この溶液 1 ml は、イミノクタジン三酢酸塩 0.1mg を含む。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(12) (略)</p> <p>(13) 過塩素酸ナトリウム溶液 別添方法 16 の 1 (7) の例による。</p> <p>(14) アセトニトリル 別添方法 16 の 1 (8) の例による。</p> <p>(15) 過塩素酸ナトリウム・アセトニトリル混液 別添方法 16 の 1 (9) の例による。</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) ニンヒドリン溶液 別添方法 16 の 1 (10) の例による。</p> <p>(18) イミノクタジン酢酸塩標準原液 別添方法 16 の 1 (11) の例による。</p> <p>(19) イミノクタジン酢酸塩標準液 別添方法 16 の 1 (12) の例による。 この溶液 1 ml は、イミノクタジン三酢酸塩 0.1mg を含む。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法 18 固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 (略)</p> <p>1 試 薬</p> <p>(1) 精製水 <u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p>(2) アセトン <u>測定対象成分を含まないもの</u></p>	<p>別添方法 18 固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 (略)</p> <p>1 試 薬</p>

<p><u>(3)～(7)</u> (略)</p> <p>(8) EDTA溶液 別添方法9の1(7)の例による。</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(10) 塩酸</u></p> <p><u>(11) 窒素ガス</u> <u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p><u>(12)～(16)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p><u>(1)～(5)</u> (略)</p> <p>(6) EDTA溶液 別添方法9の1(4)の例による。</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8)～(12)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法19 固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法 ここで対象とする農薬は、チオファネートメチル及びベンフラカルブである。</p> <p>1 試薬</p> <p><u>(1) 精製水</u> <u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p><u>(2) アセトン</u> <u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p><u>(3)～(7)</u> (略)</p> <p><u>(8) 窒素ガス</u> <u>測定対象成分を含まないもの</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別添方法19 固相抽出—液体クロマトグラフ—質量分析法 ここで対象とする農薬は、チオファネートメチル及びベンフラカルブである。</p> <p>1 試薬</p> <p><u>(1)～(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)・(7)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別添方法20 液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法</p>	<p>別添方法20 液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法</p>



<p>(略)</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) アセトン</p> <p>測定対象成分を含まないもの</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) 塩酸</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) オキシシン銅(有機銅)標準原液 別添方法18の1(14)の例による。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 試薬</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) オキシシン銅(有機銅)標準原液 別添方法18の1(10)の例による。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>																																								
<p>別紙1 水質管理目標設定項目の測定精度</p> <p>水質検査の実施に当たっては、<u>原則として</u>目標値の10分の1まで測定すること。 この場合において、目標値の10分の1付近における値の変動が、下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。</p> <table border="1" data-bbox="145 1018 1099 1313"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>目標値</th> <th>検査方法</th> <th>変動係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>5～27</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	目	目標値	検査方法	変動係数	1～3	(略)	(略)	(略)	(略)	4	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	5～27	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別紙1 水質管理目標設定項目の測定精度</p> <p>水質検査の実施に当たっては、目標値の10分の1まで測定すること。この場合において、目標値の10分の1付近における値の変動が、下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。</p> <table border="1" data-bbox="1140 1018 2085 1313"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>目標値</th> <th>検査方法</th> <th>変動係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>亜硝酸態窒素</u></td> <td><u>0.05mg/L以下(暫定)</u></td> <td><u>イオンクロマトグラフ法</u></td> <td><u>10%</u></td> </tr> <tr> <td>5～27</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項	目	目標値	検査方法	変動係数	1～3	(略)	(略)	(略)	(略)	4	<u>亜硝酸態窒素</u>	<u>0.05mg/L以下(暫定)</u>	<u>イオンクロマトグラフ法</u>	<u>10%</u>	5～27	(略)	(略)	(略)	(略)
項	目	目標値	検査方法	変動係数																																					
1～3	(略)	(略)	(略)	(略)																																					
4	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																					
5～27	(略)	(略)	(略)	(略)																																					
項	目	目標値	検査方法	変動係数																																					
1～3	(略)	(略)	(略)	(略)																																					
4	<u>亜硝酸態窒素</u>	<u>0.05mg/L以下(暫定)</u>	<u>イオンクロマトグラフ法</u>	<u>10%</u>																																					
5～27	(略)	(略)	(略)	(略)																																					

28	従属栄養細菌	1 mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	R 2 A寒天培地法	—
29・30	(略)	(略)	(略)	(略)

28	従属栄養細菌	1 mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定) 注)	R 2 A寒天培地法	—
29・30	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2 農薬類(水質管理目標設定項目15)の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として目標値の100分の1まで測定し、更に下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。なお、一般的測定機器・通常の検査方法を採用した場合の定量下限値の目安を農薬別・検査方法別に下表に併せて示す。

農薬名	目標値(mg/L)	検査方法	定量下限値(mg/L)	変動係数
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
オキサジクロメホン	<u>0.02</u>	LC—MS法(P)	0.0001	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
オリサストロビン	<u>0.1</u>	固相抽出—GC—MS法	0.0006	20%
カズサホス	<u>0.0006</u>	固相抽出—GC—MS法	0.000006	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
チアジニル	<u>0.1</u>	LC—MS法(N)	0.001	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
トリクロルホン	<u>0.005</u>	固相抽出—GC—MS法	0.0002	20%

別紙2 農薬類(水質管理目標設定項目15)の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として目標値の100分の1まで測定し、更に下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。なお、一般的測定機器・通常の検査方法を採用した場合の定量下限値の目安を農薬別・検査方法別に下表に併せて示す。

農薬名	目標値(mg/L)	検査方法	定量下限値(mg/L)	変動係数
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
オキサジクロメホン	—	LC—MS法(P)	0.0001	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
オリサストロビン	—	固相抽出—GC—MS法	0.0006	20%
カズサホス	—	固相抽出—GC—MS法	0.000006	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
チアジニル	—	LC—MS法(N)	0.001	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
トリクロルホン	<u>0.03</u>	固相抽出—GC—MS法	0.0002	20%

(DEP)				
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
トリフルミゾール	<u>0.04</u>	固相抽出—GC—MS 法：参考	0.0002	20%
		LC—MS法 (P)：参考	0.0003	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
フェントラザミド	<u>0.01</u>	LC—MS法 (P)	0.0001	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
ベンゾビシクロン	<u>0.09</u>	LC—MS法 (P)：参考	0.0003	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
メコプロップ (MCP)	<u>0.05</u>	固相抽出—誘導体化—GC—MS法	0.00005	20%
		固相抽出—LC—MS法 (N)	0.00002	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

(注1) 検査方法の欄中、Pはポジティブモード、Nはネガティブモードのことである。また、「参考」を付した検査方法は、検査実施機関において必要な真度、精度又は定量下限を確保できない可能性が高いものである。

(注2) 定量下限値の欄中、\*は目標値の100分の1を上回るものである。

(DEP)				
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
トリフルミゾール	<u>二</u>	固相抽出—GC—MS 法：参考	0.0002	20%
		LC—MS法 (P)：参考	0.0003	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
フェントラザミド	<u>二</u>	LC—MS法 (P)	0.0001	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
ベンゾビシクロン	<u>二</u>	LC—MS法 (P)：参考	0.0003	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
メコプロップ (MCP)	<u>0.005</u>	固相抽出—誘導体化—GC—MS法	0.00005	20%
		固相抽出—LC—MS法 (N)	0.00002	20%
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

(注1) 検査方法の欄中、Pはポジティブモード、Nはネガティブモードのことである。また、「参考」を付した検査方法は、検査実施機関において必要な真度、精度又は定量下限を確保できない可能性が高いものである。

(注2) 定量下限値の欄中、\*は目標値の100分の1を上回るものである。

別紙3 (略)					別紙3 (略)				
別添5 水質基準項目の測定精度 水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光光度法については4分の1）まで測定すること。この場合において、基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光光度法については4分の1）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。					別添5 水質基準項目の測定精度 水質検査の実施に当たっては、基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光光度法については4分の1）まで測定すること。この場合において、基準値の10分の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光光度法については4分の1）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。				
項 目		基準値	検 査 方 法	変動係数	項 目		基準値	検 査 方 法	変動係数
1～8	(略)	(略)	(略)	(略)	1～8	(略)	(略)	(略)	1～8
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
10～51	(略)	(略)	(略)	(略)	9～50	(略)	(略)	(略)	9～50